

令和4年度地域包括支援センター及び
高齢者等自立支援・重度化防止モデル事業普及啓発業務委託
企画提案説明書

1 件名

令和4年度地域包括支援センター及び
高齢者等自立支援・重度化防止モデル事業普及啓発業務委託

2 委託内容

別紙仕様書のとおり

3 履行期限

契約締結日から令和5年3月31日まで

4 履行場所

本市が指定する場所

5 目的

高齢者等の身近な相談窓口である地域包括支援センターの認知度向上により、生活上の困りごと等を抱えた高齢者等が早い段階で適切な支援につながれる環境を整備することで、相談の遅れによる状態の重度化・重症化を予防する。

また、令和4年度後半から着手する高齢者等自立支援・重度化防止モデル事業（以下「モデル事業」）では、主に要支援相当の高齢者等（以下「要支援者等」）に対し、状態の維持・改善に資する適切な支援体制の構築を目指している。その中で、対象の高齢者等及びその家族等の意識に働きかけ、主体的な取組につなげる意識啓発が重要となることから、モデル事業の理念や手続きの流れ、利用できるサービス等に関する分かりやすい広報を実施する。

本調達では、

- ① 地域包括支援センターパンフレットの作成
- ② 地域包括支援センターの認知度向上に向けた広報
- ③ モデル事業に関するリーフレットの作成
- ④ モデル事業の広報物の作成

の4点について、本説明書及び別紙「仕様書」（以下「仕様書」という。）の内容を踏まえた上で、企画提案書、提案資料及び見積書を作成し、審査の上で最も優れていると判断された事業者を選定業者とする。

6 業務に関する考え方

(1) 地域包括支援センターパンフレットの作成

①考え方

地域包括支援センターパンフレットは、区役所等の窓口で配布の機会が多いことから、相談の流れを案内する際の説明資料として活用ができる他、早めの相談のきっかけになるような分かりやすさ、手に取りやすさが求められる。

現状のリーフレットは、地域包括支援センターを制度的に説明する内容となっていることから、相談者目線の記載内容に改善し、上記の役割を果たすことができるパンフレットとして全体構成の見直しを行う。

②スケジュール

令和5年1月中	パンフレット原案作成
令和5年2月中	地域包括支援センターからの意見聴取、パンフレットイメージ確定
令和5年3月中	パンフレット作成

③発注者が指定する成果物

地域包括支援センターパンフレット 7万部

(2) 地域包括支援センターの認知度向上に向けた広報

①考え方

地域包括支援センターの認知度は、年々上昇してきているものの、令和元年度に実施した高齢者実態調査（一般高齢者調査）において、44.4%となっており、目標の45%を下回った。

現状では、行政主催のイベントや、地域包括支援センターによる個々の地域活動を通じて広報を行っているが、地域包括支援センターの認知度を向上させるため、全市レベルにおいて、より効果的な手法による広報の実施を目指す。

パンフレット等の内容を市民や介護事業者に対して広く発信し、市内全域において地域包括支援センターの認知度を向上させていくための広報物（印刷物、動画等）（以下、「広報物」とする。）を制作するもの。

②スケジュール

令和4年度内に実施する（詳細は提案事項とする。）。

③発注者が指定する成果物

成果物の内容は提案事項とする。

(3) モデル事業に関するリーフレットの作成

①考え方

要支援者等については、買い物や調理などの生活行為（IADL）の機能低下により生活上の困りごとが発生しているが、適切な支援によって状態の改善や悪化の防止が可能な状態である。

特に、地域包括支援センター等に初めての相談（以下「初回相談」）が寄せられた際には、相談者である要支援者等は、心身機能の低下による自身喪失など、今後の生活への不安を抱えている状態と考えられる。

モデル事業では、初回相談が寄せられた際に、要支援者等の困りごと等を聴き取るとともに、相談者に対して元の暮らしに戻れる可能性があること等を示し、要支援者等及びその家族等の意識に働きかけ、主体的な取組につなげる必要があることから、初回相談時の説明に使用する分かりやすいリーフレットを作成する。

②スケジュール

令和4年12月中	リーフレット原案作成
令和5年1~2月中	モデル事業者等からの意見聴取、リーフレットイメージ確定
令和5年3月中	リーフレットデータ作成

なお、要支援者等からの相談受付の考え方は、本市提供の資料の他、国の「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」及び他都市の介護予防・日常生活支援総合事業の広報物の事例を参考とすること。

《介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインP69 抜粋》

(相談受付)

- 相談受付時は、まず、被保険者より、相談の目的や希望するサービスを聴き取る。
- 窓口担当者は、サービス事業、要介護認定等の申請、一般介護予防事業について説明を行う。
- あわせて、介護予防・日常生活支援総合事業の趣旨として、①効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス展開による、要支援状態からの自立の促進や重症化予防の推進をはかる事業であること、②ケアマネジメントの中で、本人が目標を立て、その達成に向けてサービスを利用しながら一定期間取り組み、達成後は、より自立へ向けた次のステップに移っていくことを、説明する。

③発注者が指定する成果物

モデル事業リーフレットの印刷用データ（PDF 及び編集可能な形式のもの）

モデル事業リーフレットのホームページ掲載用データ（PDF）

(4) モデル事業の広報物の作成

①考え方

モデル事業について、令和4年度中の取組を取材し、介護事業所や市民に対して広く発信し、市内全域にモデル事業が目指す理念等を普及させていくための広報物（印刷物、動画等）（以下、「広報物」とする。）を制作するもの。

今回作成した広報物を含め、市が保持している広報物を活用しどのように広報するか企画し、実施すること。

制作した広報物については、川崎市ホームページや動画サイト等に掲載するなど、広報媒体のひとつとして有効に活用していくほか、研修等での活用を予定している。

②スケジュール

令和4年度内に実施する（詳細は提案事項とする）。

③発注者が指定する成果物

成果物の内容は提案事項とする。

7 契約方法及び業務規模概算額

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式（随意契約）

(2) 業務概算額

7,996,670 円（消費税及び地方消費税を含む）以下

8 提案書の提出者の資格

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業者委託有資格名簿の業種・種目「99 その他業務 08 広告代理」に登録されていること。

(4) 制作実績について、次のいずれかの要件を満たすこと。

① 川崎市または他自治体の広報紙（年複数回、定期的に刊行しているものに限る。）の制作実績を過去3年間に1件以上有すること。

② 川崎市または他自治体における同種イベントの運営実績を過去3年間に1件以上有すること。

③ 川崎市または他自治体において、事業等の広報動画制作実績を過去3年間に1件以上有すること。

(5) 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有すること。

(6) 川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱の別表各号に掲げる要件に該当しないこと。

9 公募手続

(1) 参加意向申出書及び仕様書等の配布及び公募参加申込

本公募に参加する場合には、「参加意向申出書（様式 1）」「コンプライアンス（法令遵守）に関する申告書（様式 3）」「誓約書（様式 4）」に必要事項を記入の上、8（4）の参加資格を満たしていることが分かる書類と一緒に持参にて申し込んでください。期日に遅れた場合はいかなる理由があっても受領できません。

① 配布期間

令和 4 年 11 月 9 日（水）～令和 4 年 11 月 16 日（水）

② 参加意向申出書提出期限

令和 4 年 11 月 16 日（水）

③ 配布時間及び参加意向申出書受付時間

土日祝日を除く 9：00～12：00 / 13：00～17：00

④ 配布場所及び提出場所

川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室

所在地：川崎市幸区堀川町 580 番地ソリッドスクエア西館 10 階

(2) 公募への参加指名の通知

参加意向申出書に基づき応募資格を確認後、参加資格確認結果通知書を令和 4 年 11 月 18 日（金）以降に交付します（郵送発送日）。

(3) 質問と回答

仕様書の内容についての質問は、「質問書（様式 2）」により電子メールにて受け付けます。なお、電話・ファクスでの質疑応答は行いませんので御注意ください。

① 受付期限

令和 4 年 11 月 24 日（木）17:00

② 質問送付先メールアドレス

40keasui@city.kawasaki.jp

③ 回答

令和 4 年 11 月 25 日（金）に電子メールにて回答します。

（質問及び回答を一覧とし、参加資格のある企業全てに送付します。）

10 提出書類等

(1) 企画提案書（A4 判縦横どちらでも可）・・・13 部

前述「5 目的」及び「6 業務に関する考え方」の内容を踏まえたうえで、下記の項目について提案してください。また、デザイン等に関する専門用語を含む場合は、用語説明を添付するなど専門的知識を有しない者でも理解できるように、分かりやすい表現を用いて作成してください。

① 地域包括支援センターパンフレット構成の考え方と認知度向上の提案

「6 業務に関する考え方」の内容に基づいた地域包括支援センターパンフレットの構成案と、そのデザインコンセプト及び特徴について記載してください。

また、地域包括支援センターの認知度向上のための効果的かつ創意工夫によるPR手法について提案してください。

② モデル事業リーフレット構成案とPR手法の提案

「6 業務に関する考え方」の内容に基づいたリーフレット等の構成案と、そのデザインコンセプト及び特徴について記載してください。

また、制作した広報物を一般市民、介護事業所にモデル事業を知ってもらうための効果的かつ創意工夫によるPR手法について提案してください。

③ 会社概要及び関連業務実績

会社概要と「8 提案書の提出者の資格(4)」に基づく運営・制作実績を記載してください。また、これを補足する資料として、当該実績で作成した納品物等を13部(コピー可)、提出してください。

④ 組織体制

本業務を実施するための組織体制及び各担当者の業務経歴(本業務と同種・類似業務等を中心に)などを具体的に記載してください。また、各担当者が過去に制作した作品があれば、13部(コピー可)、提出してください(提出は任意)。また、社外に再委託を見込んでいる場合は、再委託先(予定)の会社名を記載してください。

⑤ その他

その他、取組の質を上げるための提案事項や、本市の業務負担の軽減に向けた提案事項、効果測定の手法、その他の独自の企画、創意工夫を加えた点などのアピールポイントなどを記載してください。

(2) モデル事業リーフレット(案)・・・13部

前述「5 目的」及び「6 業務に対する考え方」の内容を踏まえたうえで、モデル事業リーフレットのイメージ資料(A4サイズの資料1枚以内。)を作成してください。イメージ資料は全て4色カラーで作成してください。

国ガイドラインや市モデル事業検討資料(データ形式: Adobe PDF)を提供しますが、使用は任意とします(データ等は参加資格確認結果通知書とともに送付)。なお、提供素材以外に別途、作成・撮影した本文、写真、イラスト等を使用しても構いません。

(3) 見積書

総額及び作業内訳を明記し、代表者印を押印した見積書を1部提出してください。

(4) 提出期限

令和4年12月2日(金) 17:00

(5) 受付時間

土日祝日を除く 9:00~12:00 / 13:00~17:00

(6) 提出場所

川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室

所在地: 川崎市幸区堀川町580番地ソリッドスクエア西館10階

期日に遅れた場合はいかなる理由があっても受領できません。

11 企画提案会

(1) 日時

令和4年12月8日(木)

(詳細は、提案各社へ別途通知します。)

(2) 選考方法

選考は、本市が設置するプロポーザル評価委員会において実施します。

(3) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションは、企画提案書及び提案紙面に基づき20分以内(質疑応答10分を含む)で行います。

イ 契約後に本業務に携わる人が企画提案書及び提案紙面の作成及びプレゼンテーションに参加してください。なお、出席者は3名以内とします。

※プレゼンテーションは提出された企画提案書及び提案紙面で行うものとし、パソコン、プロジェクター等は使用しないものとします。

(4) 企画提案の評価

企画提案の評価は、あらかじめ定めた選定評価基準を基に項目ごとに数値化して採点し、合計点数の最高得点を得た者を本委託業務の選定業者とします。本選定評価基準の評価項目を参考にして、プレゼンテーションを行ってください。

12 選考結果通知

選考結果は、令和4年12月中旬以降に提案各社すべてに郵送で通知します。

なお、選考結果等についての電話・電子メール等での問い合わせには応じられませんので御了承ください。

13 契約手続等

選考結果の通知後、速やかに選定された業者と契約を締結します。

(1) 契約保証金は契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

(2) 前払金 否

(3) 契約書の作成 要

14 その他

- (1) 参加意向申出書を提出後に辞退する際には、辞退届（様式5）を提出してください。
- (2) 提出する書類の作成及び提出に要する経費は応募者の負担とします。
- (3) 提出された書類は返却いたしません。
- (4) 提供素材は企画提案時または辞退届提出時に回収します。なお、提供素材は本プロポーザルのためのみに使用し、他の用途に使用することはできません。
- (5) 仕様書及び採用された企画提案書を基に、川崎市と受託者が協議した後、最終的に川崎市が業務工程を決定するものとします。
- (6) 提案者が多数あり、受託者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、選定審査委員会においてあらかじめ事前評価を行い、企画提案説明書「8 提案書の提出者の資格（4）①②③」の要件を全て満たしている提案者のみヒアリングによる審査・評価を受けることができるものとします

15 事務局（問い合わせ先及び提出先）

〒212-0013 川崎市幸区堀川町 580 番地（ソリッドスクエア西館 10 階）

川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室 渡邊 宛て

電話 044 (200) 2681

メールアドレス 40keasui@city.kawasaki.jp